

## 鎌倉市区域外就学基準

平成 18 年 4 月 1 日施行

	住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小中学校に就学することを承諾する場合		区域外就学を承諾する期間	区域外就学願書の添付書類
1	転出	市外に転出することにより転校しなければならないが、そのまま在籍校に就学を希望する場合	願出日の属する学期末までの期間 (学年の半ば以降の場合は学年末までの期間)ただし小中学校の最終学年の場合は、卒業までの期間	住民票(世帯全員)
2	転入予定	学区内に転入することが明らかであり、あらかじめ転入予定地先の学校への就学を希望する場合	転入予定日までの期間 (最長で6ヶ月、特別な事情がある場合は1年以内))	住民票(世帯全員) 工事請負契約書の写し等 (賃貸の場合は、建物賃貸借契約書の写し等)
3	一時的転居	住居の新築・増改築のため一時的に市外へ転出するが、そのまま在籍校に就学を希望する場合	住居が完成するまでの期間 (一時的な転居の期間。最長で6ヶ月、特別な事情がある場合は1年以内)	住民票(世帯全員) 工事請負契約書の写し等 (賃貸の場合は、建物賃貸借契約書の写し等)
4	帰宅後の監護者がいない	保護者が共働き等で帰宅後監護者がいないため、学童保育所、自営店舗など下校後に生活する区域の学校に通学を希望する場合	保護者が希望する期間	保護証明書 就業証明書 確定申告書(写)等
5	教育的配慮	教育的配慮が必要で、住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小中学校に就学を希望する場合	必要に応じて設定する期間	住民票(世帯全員) 学校長の意見書

備考 区域外就学を承諾する期間は、最長で、小学校又は中学校を卒業するまでの期間とする。